

2. 変更の内容

変更箇所には下線を付して表示しております。

2. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年 <u>10</u> 月 <u>15</u> 日(<u>木</u> 曜日)まで(<u>30</u> 営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付け価格」といいます。)
買付予定数の上限	23,792,300(株)(注)
買付予定数の下限	—

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年 <u>10</u> 月 <u>21</u> 日(<u>水</u> 曜日)まで(<u>34</u> 営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付け価格」といいます。)
買付予定数の上限	23,792,300(株)(注)
買付予定数の下限	—

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はないとのことです。

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年10月15日まで延長し、合計30

営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はないとのことです。

その後、公開買付者は、2026年10月1日付で、当社より、当社の大株主である牧寛之氏（以下「本大株主」といいます。）から保有割合30%超を目指して当社株式の買付けを再開する旨の通知を受領した旨の伝達を受けたことに伴う訂正届出書の提出により、2026年10月6日、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日より起算して10営業日を経過した日に当たる2026年10月21日まで延長し、合計34営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、2026年10月6日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はないとのことです。

（３）本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

（変更前）

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりましたが、2026年9月30日、公開買付期間を30営業日に変更しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは当社株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えているとのことです。

（変更後）

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い34営業日に設定しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは当社株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えているとのことです。

以上